

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の手引き

《特別徴収税額の決定(変更)通知書(納税義務者用)の圧着について》

習志野市では「特別徴収税額の決定(変更)通知書(納税義務者用)」につきましては、個人情報保護のため、圧着して内容を秘匿した状態で送付しております。

特別徴収税額の決定(変更)通知書(納税義務者用)は従業員3名分が1枚につながった形となっておりますので、お手数をお掛けしますが、ミシン目より従業員1名ずつに切り離し、圧着部分をはがさずに従業員の方にお渡しいただきますようお願いいたします。

特別徴収事務についての連絡先

習志野市役所 市民税課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047(451) 1151

課税内容・異動届出書等については……市民税課 内線 361・506

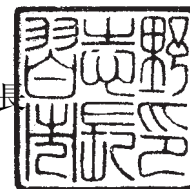
納入等については……………税制課 内線 365

～ 目 次 ～

◇ 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収についてのお願い	1
◇ 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について	2
◇ 給与所得者の退職・転勤等に伴う手続きについて	2
◇ 所在地・名称等の変更に伴う手続きについて	3
◇ 特別徴収税額の変更等について	3
◇ 納期の特例について	3
◇ 税額通知受け取り方法の変更について（紙または電子）	3
◇ 提出書類フローチャート	4
◇ 異動届出書記入のしかた（記入例）	5
◇ 退職所得等に対する市民税・県民税について	10
◇ 納入書の取り扱いについて	10
◇ OCR納入書の記入要領	11
◇ 納入場所等について	13
◇ 延滞金等について	13
◇ 特別徴収税額の納付には地方税共通納税システムが利用できます	13
◇ 提出用書類	
・ 給与所得者異動届出書（2枚）	
・ 特別徴収切替届出（依頼）書（1枚）	
・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（1枚）	

特別徴収義務者 様

千葉県習志野市長



令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収についてのお願い

平素より、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては格段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、地方税法第321条の4第1項並びに習志野市税条例第45条第1項の規定により、当市の令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定し、特別徴収の取り扱いをお願いすることになりました。「市民税・県民税・森林環境税特別徴収の手引き」に御留意のうえ、御協力をお願い申し上げます。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

特別徴収とは、特別徴収義務者の指定を受けた事業所等（給与支払者）が、給与所得者に対する納税の便宜をはかる目的から、毎月の給与を支払う際に、月割した税額を差し引いて納入していただく制度です。

徴収していただく月割額は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」に記載されている金額です。

特別徴収義務者とは、給与の支払いをする際に市民税・県民税・森林環境税を徴収し納入する義務のあるもので市長が特別徴収義務者として指定します。

（地方税法第321条の4第1項、習志野市税条例第45条第1項）

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）は、特別徴収のための個人別明細書で、この通知書による税額を6月から翌年の5月まで毎月の給与より徴収していただくものです。

特別徴収税額通知書（納税義務者用）は、給与所得者への通知書です。

各給与所得者に必ず交付してください。

個人情報保護のため、圧着して内容を秘匿した状態で送付しています。

従業員3名分が1枚につながった形となっていますので、ミシン目より従業員1名分ずつに切り離し、圧着部分をはがさずに従業員の方に渡してください。

特別徴収の範囲について、令和6年中に給与の支払いを受け、かつ令和7年4月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている人に対しては、特別徴収の方法により市民税・県民税・森林環境税の徴収をしなければならないこととされています。

給与所得者の退職・転勤等に伴う手続きについて

給与所得者異動届出書の提出について

- ・給与所得者が**退職等**により、特別徴収ができなくなった場合は、「給与所得者異動届出書」を異動があった月の翌月10日までに提出してください。【記載例（退職）参照6ページ】
- ・**転勤・転職等**の場合で、引き続き特別徴収を希望される場合は、新勤務先を経由して「給与所得者異動届出書」を提出してください。【記載例（転勤）参照8ページ】

税額通知書発送前に税額や指定番号等の御連絡が必要な場合は、お手数ですがその旨を届出の余白等に記載いただきますようお願いいたします。

新旧の勤務先で連絡がつかない場合には、旧勤務先からは退職の「給与所得者異動届出書」を、新勤務先からは「特別徴収切替届出（依頼）書」をそれぞれ提出してください。

一括徴収について

- ・退職された給与所得者の残りの税額については、なるべく一括徴収してください。
※1月1日から4月30日までの間に退職された方の残りの税額については、一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡退職の場合、一括徴収はできません。
- ・一括徴収した場合についても、「給与所得者異動届出書」は必ず提出してください。【記載例（一括徴収）参照7ページ】

特別徴収への切替について

入社等により、普通徴収から新たに特別徴収することとなった給与所得者については「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。

なお、二重納付防止のため普通徴収の納付書（納期未到来分）を添付してください。

※普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。

【記載例（特別徴収への切替）参照9ページ】

所在地・名称等の変更に伴う手続きについて

特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に御記入のうえ提出してください。

※所在地・名称に変更等があった場合でも、納入書に印字してある所在地・名称を訂正する必要はありません。
(納入書は特別徴収指定番号で管理しています。)

特別徴収税額の変更等について

通知しました特別徴収税額を変更する必要がある場合（給与所得者が確定申告・修正申告等をした場合など）は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、この通知により変更月以降の徴収をお願いいたします。

※この場合、お手数ですが納入書の納入金額の訂正をお願いいたします。【OCR納入書の記入例参照11ページ】

納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の場合は、特別徴収税額を次のとおり年2回に分けて納入することができます。

6月から11月分までの特別徴収税額…12月10日まで

12月から5月分までの特別徴収税額…6月10日まで

※この納期の特例を受けるには、申請書を提出し市長の承認が必要となります。申請書は市ホームページよりダウンロードできます。

習志野市ホームページ→暮らし・手続き→税金→個人の市県民税→特別徴収（給与分）ページ内「異動届関係」内

またはID検索 **8216** 

「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」（PDF/Excel）

申請書は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までに提出してください。

税額通知受け取り方法の変更について（紙または電子）

希望する事業所に対し、電子署名を付与した特別徴収税額通知（電子製本通知）をeLTAX（エルタックス）で提供しています。特別徴収税額通知の受取方法の変更を希望する場合は、届出書の提出が必要です。届出書は市ホームページよりダウンロードできます。

習志野市ホームページ→暮らし・手続き→税金→個人の市県民税→特別徴収（給与分）ページ内「異動届関係」内

またはID検索 **8216** 

「特別徴収税額通知受け取り方法変更届出書」（Excel）

〔注意〕

- ・給与所得者が退職されても、特別徴収納入書を納税義務者本人に渡さないでください。（必ず「給与所得者異動届出書」を提出してください。）
- ・「給与所得者異動届出書」の提出が遅れますと、納税義務者本人への納税通知書の送付が遅れたり、特別徴収義務者あてに督促状が送られたりすることがありますので、提出はお早めをお願いいたします。（異動があった月の翌月10日まで）
※なお、毎年3月～4月にかけては届出提出が集中するため、3月末を過ぎて提出された異動届については、当初税額決定通知（5月より順次発送）への反映が間に合わない場合がありますので御了承ください。
- ・非課税者についても異動等があった場合は、お手数ですが「給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ・特別徴収の納入先の市町村と、新年度の給与支払報告書の提出市町村が異なる給与所得者に退職等の異動が生じた場合、「給与所得者異動届出書」は、両方の市町村へ提出してください。

提出書類フローチャート

提出用書類は、巻末の白紙様式を御利用ください。



給与所得者(従業員)の異動

退職

未徴収税額を一括徴収
する／しない？

退職日が1月1日以降4月30日
までの場合は未徴収税額を一括
徴収してください。

※死亡退職の場合、一括徴収は
できません。

一括徴収
する

給与所得者異動届出書を作成
記載例(一括徴収)
7ページ参照

一括徴収
しない

給与所得者異動届出書を作成
記載例(退職)
6ページ参照

転勤・転職

給与所得者異動届出書を作成
記載例(転勤)
8ページ参照

入社

普通徴収税額を特別徴収
へ変更する場合

特別徴収切替届出(依頼)書を作成
記載例(特別徴収への切替)
9ページ参照



給与支払者(事業所等)の異動

所在地・名称等の変更

特別徴収義務者の所在地・名称
変更届出書を作成

◎異動届出書記入のしかた

個人事業主の場合は、代表者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
ただし、**転勤・転職等の届出**において前勤務先が個人事業主の場合、この欄への個人番号（マイナンバー）の記入は不要です。

給与特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

[illegible]

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号は必ず記入してください。

異動事由の内容について
 応答できる方の担当係・
 氏名・連絡先の電話番号
 を記入してください。

異動事由に○を付けてください。

異動事由の発生した年月
日を記入してください。

(ア)年税額から(イ)徴収
済額を差し引いた額を記
入してください。

異動者の税額を何月分から何月分まで徴収したのかを記入し、(イ)欄にその徴収した総額を記入してください。

税額通知書の個人別明細に記入されている「年税額」を記入してください。

異動する方の氏名・個人番号（マイナンバー）を記入してください。

転勤・転職等の届出の場合は、前勤務先では個人番号（マイナンバー）は記載せず、新勤務先において、本人から番号の提供を受け記載してください。

1月1日の住所を記入してください。

1月1日以降住所の異動
があった場合は最新の住
所を記入してください。

名称には誤読を避ける為
フリガナをつけてください。

新勤務先に当市の指定番号がある場合は、その指定番号を記入してください。指定番号のない新規での登録の場合は空欄で結構です。

新勤務先で月割額を何月分から徴収し納入するかを記入してください。

死亡退職された方の場合のみ記入してください。
(死亡退職の場合は、普通徴収となります。)

記載例 (退職)

御注意

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

4 1 2 1 ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

3 2 1 里のボウルペン又はペンで記載してください。
3 2 1 転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先へ送付願います。
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(「居住地」)は、前勤務先へ送付願います。
また、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(「居住地」)は、前勤務先へ送付願います。
また、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(「居住地」)は、前勤務先へ送付願います。

習志野市長 宛て ____年 ____月 ____日提出		住所(居所) 又は所在地 〒275-0014 習志野市鷺沼 1-1-1	フリガナ カブシキガイシャ ナラシノ	氏名又は名称 株式会社 習志野	代表者の 職氏名 代表取締役 習志野 太郎	個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
給与支払者		給与所得者				
受給者番号(整理番号)	フリガナ	サギヌマ ハナコ				
123456	氏 名	鷺沼 花子 (旧姓)				
生 年 月 日	昭和(平成) 2 年 3 月 3 日					
個 人 番 号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
1 月 1 日 現在の住所	習志野市					
給与の支払を受け なくなった後の住所						
特別徴収税額 (年税額)		徴収済額 (年税額)		未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日
140,000 円		6 月から 8 月まで 35,600 円		9 月から 8 月まで 104,400 円		令和 7 年 8 月 31 日

◎給与の支払を受けなくなった後の月

一 括 徴 収 の 理	
1. 異動が ____年 ____月 ____日 申出があったため (____月 ____日申出)	
2. 異動が ____月 ____日以後 特別徴収の継続の希望がない	
異 動 者 印	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

法人番号		特別徴収義務者指定番号 (新規事業所の場合は記入不要)	
住所(居所) 又は所在地	〒	課・係 氏名	
フリガナ		担当者連絡先 電話	
氏名又は名称		(内線)	
代表者職氏名			

処理事項	① 現年度	2. 新年度	3. 両年度
処理日	送 送 日	入 力	チ ャ ッ ク
特別徴収義務者 指 定 番 号	7600012		
宛 名 番 号	0003		
担当者連絡先	課・係	人事課 給与係	
	氏 名	習志野 一郎	
	電 話	047-453-9244 (内線 123)	
異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		
1. 退職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 (一括徴収不可) 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	退職した年の1 月分から退職時ま での給与支払額 円		
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (____月 ____日納期分) 3. 普通徴収 (理由 異動の事由のとおり)		
1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が100万円以下)		
2 (普C) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支給が毎月でない)			
3 (普D) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)			
4 (普E)			
新しい勤務先では	月割額 ____ 円を ____ 月分から徴収し、納入します。		
受給者番号			
新規の場合、納入書	要 ・ 不要		

【提出先】〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課

記載例 (一括徴収)

※死亡退職の場合、一括徴収はできません。

御注意

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

4 ① 異動があった場合は、速やかに提出してください。

3 2 1 ② 宛名(住所)は、特別徴収税額通知書に記載された宛名(住所)を記載してください。
3 1 ③ 転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先へ送付願います。
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付していただきます。
1 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

処理事項		① 現年度		2. 新年度		3. 両年度							
該当する数字を囲んでください。													
処理日	発送日	入力	チェック										
特別徴収義務者 指 定 番 号	7600012			※市町村ごとに異なります									
宛 名 番 号	0004												
担当者連絡先	課・係	人事課 給与係											
氏名	習志野 一郎												
電話	047-453-9244 (内線 123)												
住所(居所) 又は所在地	〒275-0014 習志野市鷺沼 1-1-1												
フリガナ	カブシキガイシャ ナラシノ												
氏名又は名称	株式会社 習志野												
代表者の 職氏名	代表取締役 習志野 太郎												
個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
給与所得者	給 与 所 得 者												
受給者番号(整理番号)	フリガナ ツダマヤ ジロウ												
氏 名	津田沼 二郎 (旧姓)												
生 年 月 日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日												
個 人 番 号	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1 月 1 日 現在の住所	習志野市												
給与の支払を受け なくなった後の住所													
特別徴収税額 (年税額)	140,000 円												
徴収済額 (イ)	6 月から 9 月 まで 35,600 円												
未徴収税額 (ウ)	104,400 円												
異動年月日	令和 7 年 8 月 31 日												
異 動 の 事 由	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 (一括徴収不可)												
異動後の未徴収 税額の徴収	① 特別徴収継続 (一括徴収は必須) ② 9 月分まで納入 (10月10日納期分) ③ 普通徴収												
退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	円												
控除社会 保険料額	円												
一括徴収の理由	① 異動が 年 12 月 31 日 までで、 申出があったため (8 月 25 日 申出) 2. 異動が 1 月 1 日 以後で、 特別徴収の継続の希望がないため												
徴収予定	徴収予定月 日 徴収予定額 徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 9・20 104,400 円 104,400 円												
異 動 者 印													
相続人の氏名等	氏名 続 住所 電話												
② 転勤(転職)等による特別徴収届出書	法人番号 住所(居所) 又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 代表者職氏名												
新しい勤務先	提出先 〒275-8601 千葉県												

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則
一括徴収が基本となります。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000 円 (6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600 円 (6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400 円 (9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では	
月割額	円を
月分から徴収し、納入します。	
受給者番号	
新規の場合、納入書	要 ・ 不要

記載例 (転勤)

御注意

給与支払報告 給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

3 2 1 ①異動があった場合は、速やかに提出してください。

① 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
該当する数字を囲んでください。					
処理事項	送付日	入	力	チ	ニ
処理日	送付日	入	力	チ	ニ
特別徴収義務者 指 定 番 号	7600012		※市町村ごとに異なります		
宛 名 番 号	0005				
担当者連絡先	課・係	人事課 給与係			
氏名	習志野 一郎				
電話	047-453-9244 (内線 123)				
異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤				
異動後の未徴収税額の徴収	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)				
退職した年の1月からの退職時までの給与支払額	円				
控除社会保険料額	円				
8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。					
新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。					
相続人の氏名等 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者) 給与が少なく税額が引けない(毎支給額が100万円以下) 定期給が毎月でない) (み対象)					
徴収予定 徴収予定日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円 円 円					
2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため 異動者印					
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 法人番号 住所(居所)又は所在地 東京千代田区永田町1-1 フリガナ カブシキガイシャ サギヌマ 氏名又は名称 株式会社 鷺沼 代表者職氏名 代表取締役 鷺沼 良子 特別徴収義務者指定番号(新規事業所の場合は記入不要) 担当係氏名 電話 111-111-1111(内線)					
新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 受給者番号 987654 新規の場合、納入書 要 不要					

【提出先】〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課

記載例（特別徴収への切替）

特別徴収切替届出(依頼)書

処理事項		①. 現年度				2. 新年度				3. 両年度					
		該当する数字を囲んでください。													
処理日		発送日		入力		チェック									
特別徴収義務者指定番号		7600012				※市町村ごとに異なります									
新規の場合、納入書（ 要 ・不要）															
係		人事課 給与係													
氏名		習志野 一郎													
電話		047 - 453 - 9244													
年 月 日 提出	習志野市長 宛て	所在地(住所)	〒 275 - 0014 習志野市鷺沼 1-1-1												
		フリガナ	カブシキガイシャ ナラシノ												
		名称(氏名)	株式会社 習志野												
		代表者の職氏名	代表取締役 習志野 太郎												
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
給与所得者	フリガナ	ツダヌマ タロウ										旧 姓	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・ ③ ・4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏 名	津田沼 太郎													
	受給者番号	654321										特別徴収開始予定月	10 月分（ 11 月 10 日納期分）から特別徴収を開始します。		
	生年月日	昭和・平成 50 年 12 月 22 日													
	1月1日現在の住所	〒 275 - 0014 習志野市 津田沼 1-8-9										届出理由	①. 入社 2. その他（ ）		
現在の住所	〒 ー ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 同上														
月 割 額 の 連 絡		必要な場合のみ記入してください。 ____ 月 ____ 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。													

【添付書類】

- 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
※すでに納付済みの分や口座振替の場合、eLTAXで提出の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 個人用通知を電子データで受け取っている場合は、受給者番号の記載が必要です。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課

市役所記入欄	年税額	円
	月	円
	月～	円
	個人用通知 紙・電子	一般・口座

退職所得等に対する市民税・県民税について

特別徴収について

退職所得等に対する市民税・県民税については、所得税と同様に退職所得等が支払われる際に、特別徴収してください。

税額の算出について

税額の算出方法については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」または習志野市ホームページを参照してください。

習志野市ホームページ→暮らし・手続き→税金→個人の市県民税→

退職所得にかかる市民税・県民税

または ID 検索 **8220** 🔍

納入について

- ・徴収した金額は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。
- ・納入先は、退職された給与所得者が退職所得等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在に居住している市区町村になります。

※年の途中で転居された場合の納入先は、給与分の納入先の市区町村と異なる場合がありますので注意してください。

納入申告書について

- ・納入にあたっては、お手数ですが納入書及び納入書裏面の納入申告書（個人事業主の方は、記入しないでください。）に、納入金額等の必要事項を記入してください。

【納入申告書の記入例参照12ページ】

納入書の取り扱いについて

納入書について

習志野市の納入書はOCR（光学文字読み取り）用紙を使用しています。直接、機械で処理しますので、下記事項に御配慮のうえ、お取り扱い願います。

OCR納入書の取り扱いについて

- ・送付いたしました3連の用紙のうち、右端の納入済通知書の用紙は直接機械で処理しますので、汚したり、破損したりしないようお願いいたします。
- ・納入金額に変更が生じた場合でも、納入書は再度発行いたしますので、お手数ですが次ページの「OCR納入書の記入要領」を参照のうえ、金額を訂正して納入してください。
- ・納入書は指定番号で管理しておりますので、特別徴収義務者の所在地・名称に変更があった場合でも訂正の必要はありませんが、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」は速やかに提出してください。
- ・金融機関の地方税納入代行サービス等を利用し、「OCR納入書」を御使用にならない事業所等には、納入書は同封しておりません。必要になった場合は、市民税課まで御連絡ください。

OCR納入書の記入要領

1. 記入は黒のボールペンを使用してください。
2. 数字は所定のワクからはみ出さないよう、御注意ください。
3. 手書欄の頭に「〒」記号は、記入しないでください。又、税額に変更が生じた場合は、必ず納入金額（2）の合計額も記入してください。
4. 訂正は3連用紙について同様に行ってください。

※印字されている納入金額（１）に変更のない場合は、そのまま納入いただけます。

OCR納入書の記入例（納入金額の訂正が必要な場合）

市町村コード						口 座 番 号		加 入 者 名									
1	2	2	1	6	5	00180-1-960160		習 志 野 市									
年 月 分						指 定 番 号		納入金額 (1)									
								11,600円									
						納 入 金 額	給与分					1	0	4	4	0	0
							退職 所得分					8	4	0	0	0	0
							延滞金										
納期限		年 月 日				(2)											
取 り ま と め 店							合計額					9	4	4	4	0	0
ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)																	
領 収 日 付 印						(特別徴収義務者) 住 所 又は 所在地 氏 名 又は 名 称											

予備の用紙を使用される場合は何年何月分かを記入してください。

・印字してある納入金額（１）を２本線で消してください。

給与分の納入金額（一括徴収分含む）を記入してください。

退職所得分の納入金額を記入してください。

納入する合計額を記入してください。

注)・3 連の用紙の他 2 枚(「領収証書」・「納入書」)も同様に訂正してください。

- ・退職所得分の納入金額があるときは、給与分の納入金額に変更がなくても、印字してある納入金額（１）を２本線で消して、給与分欄に金額を記入し合計額にも金額を記入してください。
- ・納入金額を記入する際に「〒」は記入しないでください。
- ・所在地・名称等が変更になった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。（この用紙の訂正は必要ありません）
- ・退職所得分のみ場合は、予備の用紙を御使用ください。

納入申告書（納入済通知書の裏面）の記入例

退職所得等にかかる市民税・県民税納入申告書

(宛先) 習志野市長 年 月 日提出		令和 7 年 9 月 分		人 員		1 人	
退職手当等支払金額		32,500,000 円					
特別徴収 税 額	市民税	504,000 円					
	県民税	336,000 円					
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。							
法人番号又は 個人番号							
(特別徴収義務者)							
住所又は 所在地		習志野市鷺沼 1-1-1					
氏名又は 名称		株式会社習志野					
納税義務者別の内訳							
氏名	津田 沼 二 郎	氏名		氏名		氏名	
住所	習志野市津田沼 1-8-9	住所		住所		住所	
勤続 年数	31 年	勤続 年数		勤続 年数		勤続 年数	
支払 金額	32,500,000 円	支払 金額		支払 金額		支払 金額	
特別 徴収 税額	市民税	504,000 円	特別 徴収 税額	市民税		特別 徴収 税額	市民税
	県民税	336,000 円		県民税			県民税

(退 職 所 得 用)

- ・退職所得等に係る市民税・県民税の納入年月を記入してください。
- ・特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。
- ・退職所得等に係る市民税・県民税の納税義務者の内訳を個別に記入してください。

※退職所得にかかる市民税・県民税の納入がある場合は、表面のOCR納入書にも記入が必要となります。(OCR納入書の記入要領参照)

※個人事業主の方へ

納入申告書には、特別徴収義務者である個人事業主の方の個人番号の記載が必要となります。

納入書裏面の納入申告書は使用せず納入申告書を別途提出してください。(金融機関では個人番号の取り扱いができません)

納入申告書とともに次のいずれかの書類とともに送付してください。

1. 個人事業主本人の個人番号カード（表裏両面）の写し
2. 個人事業主本人の通知カードの写し及び運転免許証などの写真付き身分証明書の写し

納入申告書は市ホームページよりダウンロードできます。

習志野市ホームページ→暮らし・手続き→税金→個人の市県民税→

退職所得にかかる市民税・県民税ページ内「納入方法」内

またはID検索 **8220** 🔍

「退職所得等にかかる市民税・県民税納入申告書」(Excel)

納入場所等について

納入を取り扱う金融機関

※納入を取り扱う金融機関は、変更になる場合があります。

※金融機関の名称は変更になる場合があります。

- 千葉・千葉興業・きらぼし・京葉・東京スターの各銀行
 - 千葉信用金庫・東京東信用金庫
 - 中央労働金庫・千葉みらい農業協同組合
- 以上の各本支店

- 千葉県・東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・神奈川県・山梨県の各ゆうちょ銀行・郵便局
- 上記以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、その利用郵便局に対して次ページの指定通知書が必要となりますので、第1回目の納入の際に郵便局に提出してください。

- 習志野市役所

延滞金等について

・納期限後の納入については、地方税法の定めるところにより延滞金が徴収されます。

＊納期限までに納入がない場合、督促状が送付されます。その後、督促状が発行されてから10日を経過した日までに納入がないときは、滞納処分を受けることがありますので、期限内の納入に御協力ください。

特別徴収税額の納付には地方税共通納税システムが利用できます

地方税共通納税システムとは、地方共同法人 地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム e L T A X（エルタックス）を利用し、自宅や職場のパソコンから、すべての都道府県・市区町村へ、電子納税できる仕組みです。

地方税共通納税システムを利用することにより、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

地方税共通納税システムの詳細・お問い合わせ先

e L T A X（エルタックス）のホームページでは、個人住民税（特別徴収）の納付の方法をフローチャート形式で紹介しています。動画でも解説を御覧いただけます。

e L T A X（エルタックス）ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

e L T A X（エルタックス）ヘルプデスク

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>

特別徴収税額納入機関の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び日付を記載のうえ、第1回目の納入の際にゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

※前年度より引き続き、同一のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、改めて提出する必要はありません。

指 定 通 知 書

ゆうちょ銀行 様
郵便局長 様

年 月 日

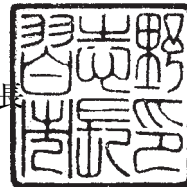
特別徴収税額納入機関の指定について

このことについて、地方税法第321条の5第4項の規定により貴店・局を当市の市・県民税特別徴収税額の取扱店・局に指定したので通知します。

記

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1. 認 可 番 号 | 貯業二第3358号 |
| 2. 口 座 番 号 | 00180-1-960160 |
| 3. 加入者の名称 | 習志野市 |
| 4. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター
(〒330-9794) |

千葉県習志野市長



提出用書類

- 給与所得者異動届出書 2 枚
- 特別徴収切替届出（依頼）書 1 枚
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 1 枚

申請書提出用書類は市ホームページよりダウンロードできます。（PDF/Excel）
習志野市ホームページ → くらし・手続き → 税金 → 個人の市県民税 →
特別徴収（給与分）ページ内、またはID検索 8216 🔍 「異動届関係」を御参照ください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

4 3 2 1 ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

「転動」「再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

処理事項		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
		該当する数字を囲んでください。					
処理日	発送日	入	力	チ	エ	ツ	ク
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに異なります			
宛 名 番 号							
担当者連絡先		課・係					
		氏名					
		電話	(内線)				
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額			
1. 退職 2. 転動 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 (一括徴収不可) 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)		控 除 社 会 保 険 料 額			
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。							
1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)							
2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)							
3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支給が毎月でない)							
4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)							
相続人の氏名等		氏名	続柄				
		住所					
		電話					
一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定					
1. 異動が 年 12 月 31 日までで、 申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)			
2. 異動が 1 月 1 日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため		.	円	円			
異 動 者 印		.	円	円			
◎転動(転職)等による特別徴収届出書							
法人番号				特別徴収義務者指定番号 (新規事業所の場合は記入不要)		新しい勤務先では	
住所(居所) 又は所在地		〒		課・係 氏 名		月割額 円を	
フリガナ				担当者連絡先 電 話		月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称				(内線)		受給者番号	
代表者職氏名						新規の場合、納入書 要 ・ 不要	

【提出先】〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

4 3 2 1 ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

「転動」「再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

処理事項		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
処理日		該当する数字を囲んでください。		該当する数字を囲んでください。		該当する数字を囲んでください。	
発送日		入		力		チエック	
宛名番号		特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります			
担当者連絡先		課・係		氏名		電話	
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
1. 退職		1. 特別徴収継続		円		円	
2. 転勤		2. 一括徴収		円		円	
3. 合併		3. 普通徴収		円		円	
4. 退職		理由		円		円	
5. 長期欠勤		理由		円		円	
6. 死亡		理由		円		円	
7. 会社解散		理由		円		円	
8. 住所誤報		理由		円		円	
9. その他		理由		円		円	
特別徴収不可		理由		円		円	
※「9. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1. 普通B		他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）			
2. 普通C		給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が100万円以下）					
3. 普通D		給与の支払が不定期（例：給与の支給が毎月でない）					
4. 普通E		事業専従者（個人事業主のみ対象）					
月割額		円を					
月分から徴収し、納入します。							
受給者番号							
新規の場合、納入書		要		不要			

給与支払者		住所（居所）又は所在地		〒	
フリガナ		氏名又は名称		代表者の職氏名	
個人番号又は法人番号		個人番号		個人番号	
給与所得者		受給者番号（整理番号）		フリガナ	
氏名		氏名		氏名	
生年月日		昭和・平成		年	
個人番号		個人番号		個人番号	
1月1日現在の住所		習志野市		給与の支払を受けなくなった後の住所	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		一括徴収の理由		徴収予定	
1. 異動が 年 12 月 31 日までで、申出があったため（ 月 日申出）		徴収予定月 日		徴収予定額 円	
2. 異動が 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月 日		徴収予定額 円	
異動者印		徴収予定月 日		徴収予定額 円	
◎転勤（転職）等による特別徴収届出書		法人番号		特別徴収義務者指定番号（新規事業所の場合は記入不要）	
新しい勤務先		住所（居所）又は所在地		〒	
フリガナ		氏名又は名称		代表者の職氏名	
担当者連絡先		課・係		氏名	
電話		電話		電話	
（内線）		（内線）		（内線）	

【提出先】〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課

特別徴収切替届出(依頼)書

特別徴収切替届出(依頼)書															処理事項		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度					
																	該当する数字を囲んでください。									
コード															処理日			発送日			入力			チェック		
年 月 日 提出 習志野市長 宛て	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 —												特別徴収義務者 指 定 番 号		新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)						※市町村ごとに異なります			
		フリガナ 名 称 (氏 名)																								
		代表者の 職氏名													担当者 連絡先	係 氏名										
		法人番号																						電話		— —
給与所得者	フリガナ											旧 姓		普通徴収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。											
	氏 名																									
	受給者番号													特別徴収 開始予定月	月分 (____ 月 ____ 日納期分) から 特別徴収を開始します。											
	生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成 年 月 日																								
	1月1日現在の住所	〒 275 — 00 習志野市												届 出 理 由	1. 入社 2. その他()											
現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。												月 割 額 の 連 絡	____ 月 ____ 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。												

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
※すでに納付済みの分や口座振替の場合、eLTAXで提出の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 個人用通知を電子データで受け取っている場合は、受給者番号の記載が必要です。
4. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

市役所記入欄	年税額	円	
	月	円	
	月～	円	
	個人用通知 紙・電子	一般・口座	

【提出先】 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

		処理事項		処理日		チェック							
____年____月____日 提出 習志野市長 宛て	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。					特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに異なります	
		名 称 (氏 名)						担当者 連絡先	係				
		代表者の 職氏名	※ 代表者の変更のみの場合は、提出不要です。						氏名				
		法人番号											

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

		変更年月日	年 月 日						
事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。				変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。				
フリガナ									
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____				〒 _____				
フリガナ									
名 称									
電 話 番 号	_____ (内線 _____)				_____ (内線 _____)				
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他(_____)								
統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 指定番号 _____ ※市町村ごとに異なります 3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号 _____ ※市町村ごとに異なります				統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所 在 地	〒 _____		
						フリガナ			
						名 称			
						電話番号	_____ (内線 _____)		
						法人番号			
	特別徴収義務者 指定番号				_____ ※市町村ごとに異なります				

【提出先】〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2丁目1番1号 習志野市役所 市民税課

